

間接事実の証明と総合評価：状況証拠による刑事事実認定論(1)

豊崎, 七絵
九州大学大学院法学研究院：准教授

<https://doi.org/10.15017/16828>

出版情報：法政研究. 76 (4), pp.169-196, 2010-03-05. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン：

権利関係：

間接事実の証明と総合評価

—— 情況証拠による刑事事実認定論 (1) ——

豊崎七絵

序 問題意識と分析視角

I 主要事実認定のための総合評価と間接事実認定のための総合評価

1 合理的疑いを容れない程の証明と総合評価

2 間接事実認定のための総合評価

II 総合評価の区別

1 問題の所在

2 間接事実としてのレベル

3 「相互補完的な関係にある事実」

4 第一次間接事実としての資格要件

III 「疑わしきは被告人の利益に」の原則と総合評価

1 問題の所在

2 前提的確認

3 具体的検討

4 事実観・当事者主義的訴訟構造との関係

結びに代えて

序 問題意識と分析視角

近時、裁判員制度の実施等を前提に盛んに議論されているテーマの一つとして、情況証拠による事実認定が挙げられる。情況証拠とは、一般に、主要〔要証〕事実を推認させる事実すなわち間接事実を証明するために用いられる間接証拠をいう。もつとも間接証拠のみならず間接事実も含め、情況証拠と呼ばれることもある。しかし間接事実は、主要事実と同様、証拠により証明されなければならない事実すなわち要証事実であつて、本来の意味での証拠ではないことに注意しなければならない。

近時の情況証拠による事実認定論の中で注目されるのは、以下の見解である。第一に、主要事実を推認させる方向での間接事実（以下、特に断りのない限り、間接事実ともいう）、とりわけ他の間接事実の推認を媒介として主要事実を推認させるのではなく、主要事実を直接的に推認させる第一次間接事実（以下、第一次間接事実という）について、合理的疑いを容れない程の証明を要することが一般論としては確認されつつあるもの^①、①最終的な総合評価の中で合理的疑いを容れない程の証明がなされれば足りるとする、②この証明が適用されない例外を認める、あるいは③この証明の定義を緩めることによって、いずれにせよ、間接事実の存否に関する証明のあり方を弛緩させうる見解である。第二

に、第一次間接事実から主要事実への推認過程、あるいは（より主要事実から遠い下位の）間接事実から（より主要事実に近い上位の）間接事実への推認過程の適正化を図る営みを相対化させうる見解である。そして第三に、裁判所が、主要事実に対する推認力が弱いと見込んだ間接事実——これは、主要事実を推認させる方向での間接事実のみならず、主要事実や間接事実への推認を切り崩す被告人に利益な事情も含まれることがある——を予め削ぎ落とし、その結果として残った間接事実だけで主要事実を認定することを推進する見解⁽³⁾である。

もとより情況証拠による事実認定のあり方については、裁判員制度の実施が念頭に置かれる前から、議論の蓄積がある。また筆者自身も、光藤景皎による間接証拠論についての批評⁽⁴⁾、ケース研究や基礎理論を踏まえた検討⁽⁵⁾、そして間接証拠としての法医鑑定についての考察⁽⁶⁾を通して、この問題に取り組んできた。

そこで本稿は、前述の注目される見解のうち間接事実の証明のあり方について、前稿で十分に論じることのできなかった総合評価との関係を中心としながら、考察するものである。

以下の検討においては、論証の筋道をできる限り明解にするため、直接証拠が一切なく間接証拠（情況証拠）にのみ基づいて、被告人と犯行との結び付きという主要事実が認定されうるか否かが問題となるケースを主に念頭に置きながら、論じることとする。もともと本稿が情況証拠による事実認定のあり方として論じることが、直接証拠と間接証拠の双方があるケースや、他の主要事実（故意や責任能力等々）の認定が問題となるケースにも該当する場合がある。

[図1] 証明過程と推認過程



【記号一覧表 (図1～図3に共通する)】

- 証拠 (間接証拠)
- 合理的疑いを容れない程の証明を要する要証事実 (主要事実ないし間接事実)
- 被告人に利益な事情
- ← 証明
- ←····· 積極的推認
- ←·····~~×~~ 消極的推認

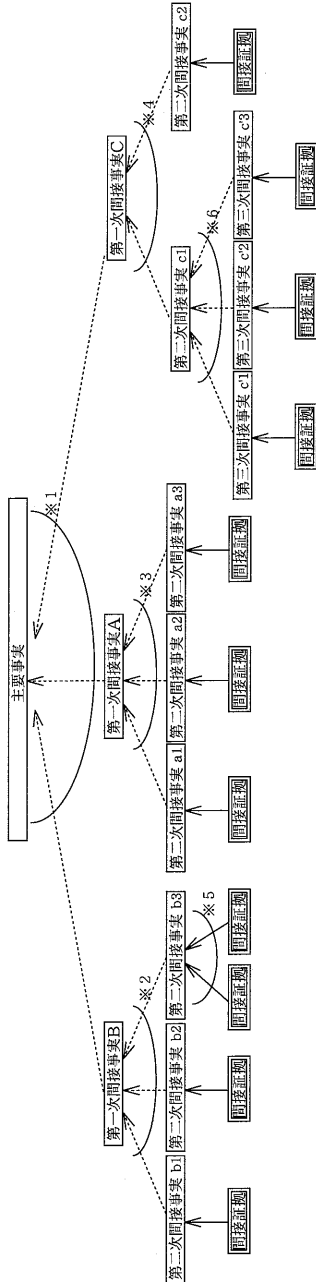
I 主要事実認定のための総合評価と 間接事実認定のための総合評価

1 合理的疑いを容れない程の証明と総合評価

情況証拠による事実認定の過程については、講字上、間接証拠を用いた間接事実の証明と間接事実から主要事実への推認とに分けて説明が施されてきた。これを図解したものが、「図1」の左図である。また後者の推認過程については、間接証拠に基づいて証明された間接事実が他の間接事実の推認を媒介として主要事実を推認させる場合もあることが指摘されてきた。これを例解したものが、「図1」の右図である。すなわち、間接証拠によって証明された第二次間接事実が第一次間接事実を推認させ、更に第一次間接事実が主要事実を推認させるというものである。

もつとも主要事実が合理的疑いを容れない程に証明されなければならぬとすると、それがたった一個の第一次間接事実からの推認で足るという事態は想定し難い。このことを論証するために、放火被告事件について、出火現場に近づくことができたのは被告人以外にいないという第一次間接事実が証明されたと差し当たり、

[図2] 総合評価の過程



仮定しよう。⁷⁾ この「被告人による犯行機会の唯一性」という間接事実——「消去法的認定」とか「密室性の要件」ともいわれる——は、被告人と犯行との結び付きという主要事実に対して強度の推認力を持つようみえる。しかしこのような間接事実といえども、もっぱらその推認力だけで、主要事実を証明させるものではない。すなわち当該出火が放火によるという間接事実が証明されていない——自然発火や失火の疑い等がある——というのに、先の「唯一性」だけで被告人と犯行との結び付きを肯定することは不可能である。ましてこのような強度の推認力を持つ間接事実が得られないケースの場合、もっぱら一個の間接事実からの推認では不十分であるのは明白であろう。従って主要事実を認定するためには、複数の第一次間接事実による総合評価が必要である。これを例解したものが「図2」であり、具体的には、第一次間接事実A、B、Cによる最終的な総合評価(※1の弧線部分)である。

そして間接事実も、主要事実と同様、それ自身が一つの要証事実として証明されるためには、複数の証拠、複数の間接事実、あるいは証拠と間接事実の双方という総合評価が必要になることがある。⁽⁸⁾「図2」は、この間接事実を認定するための総合評価についても例解するものである。「図2」中の※2の弧線部分の総合評価、すなわち第一次間接事実Bを証明するために、第二次間接事実⁽⁹⁾b1、b2、b3による総合評価は、その具体例の一つである。その他、第一次間接事実Aを認定するための総合評価(※3の弧線部分)、第一次間接事実Cを認定するための総合評価(※4の弧線部分)、第二次間接事実b3を認定するための総合評価(※5の弧線部分)、そして第二次間接事実c1を認定するための総合評価(※6の弧線部分)もまた、間接事実を認定するための総合評価を表している。

主要事実を推認させる基礎としての間接事実がそもそも不確かなものとあつては、主要事実の認定に誤りが生じることもなりうる。この誤判の危険を防ぐためには、第一次間接事実であれ、それより下位の間接事実であれ、主要事実と同様、合理的疑いを容れない程に証明されなければならないであろう。そのような高度の証明を満たすには、総合評価を要する場合が当然ありうる。

2 間接事実認定のための総合評価

この間接事実認定のための総合評価に関連する二つの問題について、以下、論及しておく。

一つ目。第一次間接事実が第二次、第三次の間接事実というかたちで順次推認される「証拠の鎖」(Beweiskette)以下、ケツテという⁽¹⁰⁾の場合、第一次間接事実については合理的疑いを容れない程の証明に達しないことが予想されるが、総合評価に入れてよいとする光藤景皎の見解がある。⁽¹¹⁾なるほど、もっぱら一個の間接証拠を基礎としたケツテの場合(「図1」の右図参照)、推認を重ねることによって乗算的に推認力が弱くならざるを得ないのが現実であろう。しか

しそうであるからといって、合理的疑いを容れない程の証明がなされていない第一次間接事実を総合評価に入れてよいという例外を認めてしまつては誤判を引き起こしかねないから、この見解については賛同し難い。¹²⁾

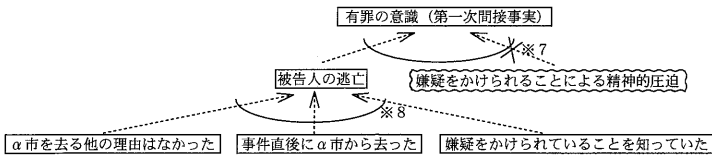
もっとも、当該第一次間接事実が、一個の証拠を基礎としたケツテにのみ依拠しているのではなく、他の証拠や下位の間接事実にも支えられることによつて、言い換えると間接事実を認定するための総合評価によつて、合理的疑いを容れない程に証明されることはありうる〔図2〕中の第一次間接事実A、B、Cそれぞれを認定するための総合評価（※2、※3、※4の弧線部分）参照。

二つ目。間接事実を証明するのに、一個の間接証拠・間接事実で足るか、それとも複数の間接証拠・間接事実による総合評価を要するかは、間接事実の内容によるところが大きい。先ず主要事実への推認力が高い間接事実になるに連れて、その証明は主要事実の証明に匹敵するくらい難しいものとなり、ひいては総合評価に基づかなければならなくなるものが予想される。例えば、「被告人による犯行機会の唯一性」という第一次間接事実は、とりわけその時間的・場所的条件について、主要事実に接着する程、極限まで限定されなければならない。かかる間接事実を証明しようかという前提の問題があることを踏まえつつ、¹³⁾ 此処で少なくとも確認しておきたいのは、このような間接事実とは、もつぱら一個の証拠や一個の第二次間接事実に基づくだけでは、すなわち総合評価なしには、およそ証明し難いということである。¹⁴⁾

また動機や有罪の意識といった人の内部にある精神状態や、逃亡といった意識を伴う言動が間接事実とされる場合、これを外部的言動から推認するのは本来的に難しい。従つてこのような間接事実の証明についても、最低限、総合評価によらなければ成り立ち得ないであろう。

例えば有罪の意識については、被告人の逃亡という間接事実から、直接、被告人による犯行という主要事実への推理を行うのではなく、逃亡から有罪の意識へ、そして有罪の意識から被告人による犯行へという二段の推理に区別した方がよいとの指摘がある。¹⁵⁾ これは、推認の飛躍を防ぎ、各推認に対する反駁を可能にする点で重要である。

〔図3〕 有罪の意識と総合評価（証拠、有罪の意識に関する間接事実以外の間接事実、及び主要事実についての表記は省略）



もつとも、この推認の前提として、そもそも逃亡という第二次間接事実itseよ、有罪の意識という第一次間接事実itseよ、それぞれ総合評価によらなければ認定し難いことを確認しておく必要がある。例えばα市で殺人事件が発生した直後、被告人はα市から去ったという間接事実は、逃亡という第二次間接事実とイコールではなく、むしろ第三次間接事実である。その上で、このα市から去ったという第三次間接事実に依拠するだけでは、逃亡という第二次間接事実が積極的に推認され、ひいては合理的疑いを容れない程に証明されるとは言い難く、例えば被告人は自分に嫌疑がかかっていることを知っていたという事実や被告人がα市を去る他の理由はなかったといった事実等々が合わさらなければならぬであろう。これが、逃亡という第二次間接事実を認定するための総合評価である（〔図3〕中の※8の弧線部分参照）。更に逃亡という事実が証明されたとしても、これだけで、直ちに有罪の意識が推認されるとは限らない。例えば、被告人は警察から嫌疑をかけられ精神的に追い詰められていたという事情が加わることにより、結局、有罪の意識は推認されることがありうる。これが、有罪の意識という第一次間接事実を認定するための総合評価である（〔図3〕中の※7の弧線部分参照）。

II 総合評価の区別

1 問題の所在

このようにして情況証拠による事実認定には、総合評価が不可欠である。もつとも同時に注意しなければならないのは、あらゆる総合評価を一緒くたにして行うべきではないということである。つまり間接事実を認定するための総合評価は、主要事実を認定するための総合評価とは異なるレベルのものとして区別されなければならないし、間接事実を認定するための総合評価もそれぞれのレベル（第一次間接事実、第二次間接事実……）によって区別されなければならない¹⁶。更に、この区別は判決理由としての確に表現される必要がある。

しかし、この、本来は区別されるべき総合評価が混同されているようにみえる問題状況がある。詳しくは、以下の通りである。

裁判実務で行われている事実認定の手法の一つとして、いわゆる「行きつ戻りつの判断過程」が指摘されてきた。これは、間接事実について、それが主要事実認定のための総合評価に参加する前に合理的疑いを容れない程に証明されなくとも、第一次間接事実として主要事実認定のための総合評価に参加させるといふものである¹⁷。

他方、学説においては、光藤景皎の見解が注目される。先ず光藤は、「間接事実がそれぞれに主要事実と関連性をもち、且つ同じレベルにあるとき」「これを「証拠の環」(Beweisring 以下、リンクという)という。光藤によれば、このリンクにおいて、「同等の立場にあるいくつかの間接事実から主要事実が推認されることになる。その各間接事実それだけでは主要事実を確かと認めることができなくても、それら数個の間接事実の総合評価により主要事実が認定できる場合がある¹⁸」。これは、第一次間接事実群という同等の立場にある間接事実から成るリンクを想定するものである

う。¹⁹「図2」でいえば、第一次間接事実A、B、Cから成るリンク（※1の弧線部分）である。もつとも、この光藤による叙述のうち、「同等の立場にあるいくつかの間接事実」という部分に限ってみれば、第一次間接事実群に限らず、第二次以下の、同等の間接事実群がリンクを構成することもありうる。その例は、「図2」中の第二次間接事実a1、a2、a3から成るリンク（※3の弧線部分）である。但しこのリンクは、主要事実を直接推認させるものではなく、第一次間接事実Aを推認させるものである。そして光藤自身は「同等の立場にあるいくつかの間接事実から主要事実が推認されることになる」（傍点は引用者付加）と論じているから、光藤のいうリンクとは、典型的には、第一次間接事実群という同等の立場にある間接事実から成るそれであると想定することができる。

光藤は、このリンクを念頭に置いた上で、「主要事実が推認されるべき間接事実」は、その存在自体確かと認められるものでなければならぬ。したがって、確かと認められてはじめて総合評価に参加できることを、原則としなければならぬ」としながら、「ただ、確かと認められる時点を総合評価『中』にずらす必要のある場合も否定し去るわけにはゆかない²⁰」として、「間接事実からなされる推論の対象は、裁判に直接重要な事実であり、その推論を支持する他の間接事実あるいは弾劾する間接事実が他にもありうるわけで、それら他の間接事実との総合評価の中で、ようやく当該間接事実の証明力のみならず、その存否（「合理的疑い」の存否も含む）が判明する場合があります²¹」とする。故にこの説によれば、各間接事実の認定ごとに「疑わしきは被告人の利益に」の原則（以下、利益原則という）を適用すべきでないことになる。

以上の「行きつ戻りつの判断過程」と光藤の見解との共通点は、最終的な総合評価（本稿のいう主要事実認定のための総合評価）に参加するための前提条件として第一次間接事実が合理的疑いを容れない程に証明されることを要求しないところにある。他方、両者の相異点は、その最終的な総合評価の「中」で第一次間接事実が合理的疑いを容れない程に証明されることを原則として要求するか否かにある。つまり光藤がこの証明を原則として要求するのに対し、「行き

つ戻りつの判断過程」は必ずしもそのように明言するものではなく、曖昧である。

もっとも誤謬の危険を回避するため、間接事実³に合理的疑いを容れない程の証明が求められること自体については、学説や裁判実務家によって異口同音に唱えられてきたところでもある。そうであるならば焦点はむしろ、その証明がどの段階で何に基づいて得られなければならないかということに向けられることになる。

2 間接事実としてのレベル

この点について、先の光藤の見解を敷衍してみると、主要事実を認定するための最終的な総合評価「中」の段階——すなわち第一次間接事実群から構成されるリンク「中」の段階——において、第一次間接事実Aが、他の第一次間接事実であるBやCを考慮することによつてはじめて、合理的疑いを容れない程に証明される場合があるということになる。すなわち、A以外のBとCは、第一次間接事実として主要事実を推認させると同時に、第一次間接事実たるAをも推認させる役割を果たすということ、言い換えるとBとCは第一次間接事実であると同時に第二次間接事実でもあるということになりそうである。しかしもしもそうであるならば、BとCは、本来、せいぜいAという第一次間接事実を認定するための総合評価に位置付けられる第二次間接事実に止まるべきものであつて、第一次間接事実たり得ない。従つてBとCが主要事実に対する推認力を持つといつても、それは、Aという第一次間接事実を媒介とした推認力であると位置付けられよう。

このような議論の整理が当てはまるとすれば、第一次間接事実の証明が当該事実が参加するところの最終的な総合評価の「中」で得られるというのは、本来、区別されるべき主要事実認定のための総合評価と間接事実認定のための総合評価とを混同するものではないかという疑問が生じる。一口に間接事実といつても、第一次のそれか、第二次のそれか、

それとも第三次のそれかといったレベルが異なる以上、そのレベルごとに総合評価がなされることによって、より分析的客観的な事実認定が実現されうる。

例えば、犯行現場で発見された体液を資料とし、その体液は被告人に由来するという所見を示す鑑定という間接証拠によつて、「犯行現場の体液は被告人に由来する」という間接事実a1が合理的疑いを容れない程に証明されたとする。しかしこのa1だけでは、その上位にある「被告人は犯行時・犯行現場に居た」という間接事実Aが積極的に推認され、ひいては合理的疑いを容れない程に証明される訳ではない。何故ならa1だけでは、その体液は犯行時以外の時に遺留されたといった疑いも成り立つからである。

その上で、Aを推認させる他の間接事実——例えば、「犯行直前・犯行現場付近で被告人を見た」という目撃供述（間接証拠）に基づいて証明された「被告人は犯行直前・犯行現場付近に居た」という間接事実a2——が現にあるというのに、これを一顧だにしないで、もっぱらa1を以て、Aは合理的疑いを容れない程には証明されなかつたとし、且つ利益原則を適用して「被告人は犯行時・犯行現場に居なかつた」という否Aを導き出すのであれば、それは、確かに総合評価を行っていない点で問題である。

この点に関連して改めて確認しておきたいのは、前稿で提示した「個別の間接事実の存在の証明ごとに利益原則を適用する」⁽²⁴⁾というテーゼは、文字通り、証明の対象である間接事実ごとに利益原則が適用されるというものである。従つて、当該間接事実の証明に関して、当該間接事実よりも一つ下位のところに複数の証拠があつたり、複数の間接事実があつたり（これに該当するのが、右の例における、Aに対するa1とa2である）、あるいは証拠と間接事実の双方があるという場合には、これらによる総合評価に対して利益原則が適用されることになる⁽²⁵⁾。そうでなければ、間接事実認定のための総合評価はおよそあり得ないことになってしまう。但し、当該間接事実の証明に関する間接事実や証拠がそもそも一つしかないのであれば、これに対して利益原則を適用するほかない。

このようにして、間接事実を認定するための総合評価が必要になる場合があることを前提とした上で、しかしその総合評価を経ても当該間接事実が合理的疑いを容れない程に証明されなかった場合には、その間接事実——右の例で言えば、「被告人は犯行時・犯行現場に居た」という間接事実A——は主要事実を認定するための最終的な総合評価に参加させるべきではなく、利益原則適用の結果、「被告人は犯行時・犯行現場に居なかった」とみなさざるを得ないことになる。

3 「相互補完的な関係にある事実」

確かに光藤の見解は、全ての第一次間接事実の証明が最終的な総合評価の「中」で得られるとするものではない。すなわち、「確かと認められてはじめて総合評価に参加できることを、原則としなければならない」⁽²⁶⁾（傍点は引用者付加）という。しかし仮にこの見解に立つとしても、如何なる場合に最終的な総合評価の「前」に間接事実の証明が求められる一方、如何なる場合に最終的な総合評価の「中」で間接事実の証明が許されるか、その具体的な基準なり類型が提示される必要がある。さもなくば、「総合評価という言葉のもとで、あいまいな事実認定がなされることへの警戒」⁽²⁷⁾は減じ難い。

この基準（類型）に関して、裁判官の植村立郎は「個々の間接事実の独立性が高い場合」と「個々の間接事実が相互の独立性が低くて相互補完的な関係にある場合」とに分けた上で、前者については合理的疑いを容れない程の証明がなければ「その後の事実認定の証拠とできない」が、後者については「個々の間接事実自体は合理的な疑いを容れない程度までは証明されていないときであつても、それら相互補完的な関係にある事実をも含めた総合認定を経て認定された認定事実を前提に改めて検証すれば、その認定の根拠とされた個々の間接事実に関してそれまでであった合理的な疑いは

解消されて、結果的には個々の間接事実も合理的な疑いを容れない程度に証明されたと見られる関係にあるときがある」と指摘する。また、いわゆる仁保事件に係る最二小判一九七〇（昭和四五）年七月三十一日刑集二四巻八号五九七頁が、「被告人と犯行との結びつき、換言すれば被告人の罪責の有無について、直接に、少なくとも極めて密接に関連する」六つの間接事実について、「おのおの独立した事実であるから、必ずしも相互補完の関係には立たず、そのひとつひとつが確実でないかぎり、これを総合しても、有罪の判断の資料となしえない」としたのは、前者の場合について述べたものであるから、植村の見解は判例の立場に齟齬しないという。²⁸

しかし仮にこの見解に立つとしても、「独立性が高い事実」と「独立性が低く相互補完的な関係にある事実」とを区別する具体的基準、少なくともその類型なり具体例なりが明らかにされる必要がある。この点、「独立性が高い事実」の例が仁保事件のそれであるとしても、「相互補完的な関係にある事実」については必ずしも定かでない²⁹。もともと、この見解に対する疑問はむしろ次の点にある。すなわち前項において論じたように、Aという第一次間接事実については、BやCといった間接事実を考慮することによってはじめて合理的疑いを容れない証明がなされたというのであれば、BやCは最終的な総合評価に参加しうる第一次間接事実ではなく、より下位の間接事実ではないかという疑問である。すなわち第一次間接事実群という、同じレベルに位置付けられた間接事実同士の関係において、ある間接事実が、他の間接事実を考え合わせることによって、はじめて合理的疑いを容れない程に証明されるという意味での「相互補完的な関係にある事実」は、論理上、想定し難い。当該間接事実が第一次間接事実を名乗る以上、それは、他の第一次間接事実を考え合わせる迄もなく、合理的疑いを容れない程に証明されていなければならぬ。それにも拘わらず、「相互補完的な関係にある事実」が標榜される場合、それは、①主要事実認定のための総合評価と、その総合評価の前段階として行われるべき間接事実認定のための総合評価とを一緒くたにして、実は第一次間接事実でない下位の間接事実を、主要事実認定のための総合評価に持ち込んでいるか、あるいは、②真正の第一次間接事実として、本来は主要事実認定の

ための総合評価に入る前に合理的疑いを容れない程に証明されなければならないところ、「相互補完的な関係にある」という誤った前提のもと、その証明が蔑ろにされているか、いずれかであることが予想される。②については、後述IIIにおいて詳論する。

4 第一次間接事実としての資格要件

以上の検討を踏まえると、ある間接事実が、第一次間接事実として主要事実認定のための総合評価に参加するためには、その前提条件として合理的疑いを容れない程に証明されていなければならないのあつて、その例外は認められないことになる。従つてある間接事実が第一次間接事実としての資格を有するためには、①他の間接事実の推認を媒介として主要事実を推認させるのではなく、主要事実を直接的に推認させることに加え、②自身の証明については、自身と同じレベルにある他の第一次間接事実の手を借りることなく成し遂げられているという意味で、第一次間接事実同士はそれぞれ独立していることが必要である。

この資格要件のうち、特に②は第一次間接事実よりも下位の間接事実についても同様に該当する。例えば第二次間接事実の証明は、他の第二次間接事実の手を借りることなく成し遂げられている必要がある。もしも、その間接事実の手を借りなければ証明され得ないとすれば、その手を貸した事実は第二次間接事実よりも下位の間接事実ということになる。従つて、第一次間接事実のみならず、それより下位の間接事実も含め、主要事実を推認させる方向での間接事実は、自身が参加する総合評価の前に、合理的疑いを容れない程に証明されなければならないというテーゼが成り立つ。確かに間接事実の証明は総合評価によつて得られることもあるが、しかしその総合評価とは、当該事実自身が所属するレベルでの総合評価ではなく、それよりも下位の間接事実や証拠から成る総合評価である。

総合評価の混同によって、間接事実が本来の位置付けより上位の間接事実であるかのように見せかけられたり、それによって主要事実を推認させる間接事実が本来の個数よりも積み増しされたりすることは、主要事実への推認力を不当に高く評価することに繋がりがかねない。このような事態を防ぐためには、異なるレベルの総合評価を区別する必要がある。

III 「疑わしきは被告人の利益に」の原則と総合評価

1 問題の所在

もつとも、第一次間接事実の証明はその事実が参加しているところの最終的な総合評価の「中」で得られる場合があり、且つ、各間接事実の認定ごとに利益原則を適用すべきではないという光藤の見解は、異なるレベルの総合評価の混同に尽きるのではなく、次の事態を懸念するもののようにみえる。すなわち、ある間接事実Xについて利益原則が適用されることにより、主要事実を（直接ないし間接に）推認させる他の有力な間接事実（群）があるにも拘わらず、これ（ら）を考慮する迄もなく否Xが確定的になってしまふこと、とりわけ犯行の機会や犯行の可能性に関する間接事実X（いわゆる並存的事実）が証明されず利益原則が適用される場合には、否Xの消極的推認力の強さによって主要事実の認定が不可能となるという事態である。なお此処では、X以外の「他の有力な間接事実（群）」が、問題となつている間接事実Xとは無関係に、それぞれ合理的疑いを容れない程の証明が果たされている場合だけが想定されている訳ではない。むしろXも「他の有力な間接事実（群）」も「蓋然性」はあるが、それぞれが個別に合理的疑いを容れない程には証明されていない場合も含まれることが窺われる。³⁰⁾

その例として挙げられるのは、「被告人は、彼の住居から遠く離れたところでの犯行だったので、諸事情の下で、少なくとも百キロメートル／毎時の平均速度を出せる車を使ったときのみ、犯行を行うことができた。このことが確実には認定できなかったため、利益原則（Nutztafelatz）により、被告人はかような車をもっていなかったことを基礎にせざるをえなかった。この事実（間接事実）が総合（全体）評価の対象に据えられねばならなかった。そしてその他の証明結果——それによると被告人が犯人だと可成りの確実さをもって特定されていた——によって相対化されてはならない」という事態である。すなわち、利益原則の適用によって「被告人はかような車をもっていなかった」ことを基礎にせざるを得ないことは、「犯行現場不在」を確定的なものともみることの意味するところ³¹⁾。

以下では、この例を敷衍する作業を通して、間接事実³²⁾に利益原則が適用されることの意味を検討してみたい。

2 前提的確認

まず前提として確認しておかなければならないのは、第一に、「被告人はかような車をもっていた」という間接事実 a1 と「被告人は犯行時・犯行現場にいた」という間接事実 A とは同じ事実や同じレベルの事実ではなく、a1 は、A を推認させる、A よりも下位の間接事実であるということである。具体的には、被告人と犯行との結び付きという主要事実に対して、A は第一次間接事実、a1 は第二次間接事実であると想定しうる。第二に、仮に a1 が証明されたとしても、a1 から A が当然に導き出される訳ではないということである。a1 のほかにも A を支持しうる間接事実や証拠が合わさらなければ、すなわち A を認定するための総合評価を経なければ、A が合理的疑いを容れない程に証明されるのは困難であろう。そして第三に、「被告人はかような車をもっていなかった」という否 a1 と「被告人は犯行時・犯行現場に居なかった（犯行現場不在）」という否 A とは同じものや同じレベルのものではなく、否 a1 は否 A より下位にある。そして

否Aは、もつばら否a1によって確定的になるのではなく、被告人の住居と犯行現場との距離やその間の交通機関の状況といった他の事情（先の例にいう「諸事情」がこれに当たるものであろう）をも考え合わせることによって、導き出されることになる。

その上で問題は、a1が証明され得ず、利益原則の適用によって否a1を基礎にせざるを得ない場合である。先の例では、「被告人が犯人だと可成りの確実さをもつて特定されていた」という「その他の証明結果」があるという。しかし肝要なのは、「その他の証明結果」がA、否A、a1、あるいは否a1に対して如何なる関係にある間接事実かという点であつて、このことが確認されない限り、具体的な検討を施すことができない。何故ならこの確認抜きに、もつばら「その他の証明結果」に眼を奪われ、これに依拠して事実を確定してしまい、被告人に利益な否a1を軽視してしまうとすれば、それはまさしく「心証形成上のなだれ現象³²⁾」と言わざるを得ないからである。このようにして間接事実の位置付けを考慮することは、直観的（直感的）な心証形成を克服し、分析的客観的な事実認定を目指す限り、必要不可欠な作業である。

しかし右の例には、「被告人が犯人だと可成りの確実さをもつて特定されていた」という「その他の証明結果」の位置付けについて言及がない。そこで、以下、この点に関する説明を補いながら検討を進めることとする。この「証明結果」の位置付けについては、およそ次のパターンが想定されうる。すなわち、①Aから独立した間接事実、つまりAと同じレベルに位置付けられる第一次間接事実か、②Aを推認させると同時に、a1からは独立した間接事実、つまりAより下位のレベルであるが、a1と同じレベルに位置付けられる第二次間接事実か、それとも③a1を推認させるという意味で、a1よりも下位の間接事実か、というパターンである。

3 具体的検討

(1) ③の場合

a1が認定されうるか否かをめぐって、a1を支持する間接事実や証拠もあれば、それを切り崩す事情もあるならば、それらを総合評価することは必要である。つまり、③にいうa1を推認させる間接事実は、このa1を認定するための総合評価において考慮されることになる。その上で、しかしa1が合理的疑いを容れない程に証明されなかったとすれば、利益原則の適用により、否a1を基礎とせざるを得ない。すなわち③は、前述IIにおいて検討してきたことが当てはまる場合である。

もつとも「その、他の、証明結果」（傍点は引用者付加）という以上、それは車の所持に係るa1を推認させる間接事実とは異なるもの、すなわち①ないし②の場合を想定するものであるようにみえる。そこで、これらの場合について、以下、検討する。

(2) ①の場合

①の場合に「その他の証明結果」とはA以外の第一次間接事実であり、その例は動機の存在、凶器や犯行道具の事後所持、被告人の生活圏内に被害者の物品、血痕、死体等の犯行の結果が存在したこと、有罪の意識等々である。

問題は、a1が証明され得ず、利益原則の適用により否a1を基礎とせざるを得ず、また否a1から否Aを導き出すのを妨げる事情もないため、「犯行現場不在」という否Aを確定的なものとみなさざるを得ず、結果として主要事実の認定が妨げられることをどう考えるかである。この点、間接事実の認定ごとに利益原則を適用すべきでないという立場からは、次の疑問が提起されることが予想される。いわく、A以外の第一次間接事実があるにも拘わらず、また否Aもa1が証明不十分であることから導き出されたものであつて否a1や否Aそれ自体が証明された訳ではない——すなわちa1やAにつ

いては、合理的疑いを容れない程でないにせよ、「蓋然性」がありうる——にも拘わらず、およそ主要事実の認定が妨げられるのは不当である、と。確かに、主要事実への推認を妨げる否Aと主要事実を推認させる第一間接事実（群）という、相容れない要素が並び立っているのは、感覚的には、しつくりしないようにみえる。

しかし結論から言えば、間接事実は合理的疑いを容れない程に証明されなければならないというテーゼを放棄しない限り、主要事実の認定を可能にする途は開かれない。何故なら、犯行の機会に関するA、動機の存在、凶器等の事後所持、被告人の生活圏内に犯行の結果が存在したこと、有罪の意識等々、要するに最終的な総合評価に参加するところの第一次間接事実は、それぞれ事実の有り様としては独立している以上、Aが他の第一次間接事実を考え合わせることによって合理的疑いを容れない程に証明されるというのは、本来的に無理であると言わざるを得ないからである。それにも拘わらず、総合評価の「中」で間接事実Aが証明され、ひいては主要事実も証明されたと言われることがあるとすれば、それは実のところ、「その他の証明結果」たる他の第一次間接事実によつて主要事実を認定してしまい、その主要事実からの逆推認によつて間接事実Aも証明されたことにするに等しい。しかし、このような逆推認は、「事実の認定は、証拠による」という証拠裁判主義（刑訴法三一七条）や論理則に悖るものである。

(3) ②の場合

②の場合も、①とほぼ同様の問題を指摘することができる。この場合に「その他の証明結果」の例は、「犯行直前・犯行現場付近で被告人を見た」という目撃供述（間接証拠）に基づいて証明された「犯行直前・犯行現場付近に被告人が居た」という間接事実a₂である。このa₂は、Aよりも下位のレベルにあつて、a₁と同じレベルにあると想定しうる。なおa₂やa₂の基礎である目撃供述には、車の所持を裏付ける内容は一切含まれていないと仮定する必要がある。何故なら、かかる内容が含まれるならば、a₂はa₁を支持するものでもあつて、寧ろ③の場合に該当するからである。

以上を前提とした上で、問題は、a₁が証明され得ず、利益原則の適用により否a₁を基礎とせざるを得ず、また「少な

くとも百キロメートル／毎時の平均速度を出せる車を使えたときにのみ、犯行を行うことができた」という「諸事情」のもとでは、a₂があるにも拘わらず、否a₁から「犯行現場不在」という否Aを確定的なものにせざるを得ず、結果として主要事実の認定が妨げられることをどう考えるかである。この点、間接事実の認定ごとに利益原則を適用すべきでないという立場からは、次の疑問が提起されることが予想される。いわく、a₂があるにも拘わらず、また否a₁はa₁が証明不十分であることから導き出されたものであつて否a₁それ自身が証明された訳ではない——すなわちa₁については、合理的疑いを容れない程でないにせよ、「蓋然性」がありうる——にも拘わらず、否a₁を基礎とせざるを得ず、ひいては否Aが確定的なものとなり、およそ主要事実の認定が妨げられるのは不当である。むしろ、a₁には利益原則を適用せず、その「蓋然性」はあるとしてAを認定するための総合評価に参加させた上で、a₂と考え合わせることににより、a₁は合理的疑いを容れない程に証明され、ひいてはAについても合理的疑いを容れない程の証明が成立する場合がある、と。なるほど、否a₁とa₂という相矛盾する要素が並び立っているというのは、感覺的には、すつきりしないようにみえる。

しかし、a₂には車の所持を裏付ける内容は含まれていない以上、a₁とa₂はそれぞれ独立しているから、a₁が、Aを認定するための総合評価の「中」でa₂を考え合わせることによって合理的疑いを容れない程に証明されるというのは、本来無理である。そうであるのに、総合評価の「中」でa₁が証明され、ひいてはAも証明されたと言われることがあるとすれば、それは実のところ、a₂によってAを認定してしまい、そのAからの逆推認によってa₁も証明されたことにするに等しい。これが証拠裁判主義や論理則に反することは、①の場合と同様である。

このこととの関係で、光藤が総合評価の「中」で合理的疑いを容れない程の証明がなされればよいと論じることの意図は理解できる。何故なら、総合評価を経た「後」ということになる、それは主要事実（もしくは、より、上位の間接事実）からの逆推論を正面から認めるものになつてしまうからである。しかし右に論じてきたように、間接事実が、自身が参加するところの総合評価の「中」で合理的疑いを容れない程に証明されることはないと言わざるを得ない。

4 事實観・当事者主義的訴訟構造との関係

以上論じてきたように、各間接事実の認定ごとに利益原則を適用する手法は、証拠裁判主義や論理則に適う、分析的客観的な事実認定のあり方である。

確かに、他の間接事実（群）が上位の間接事実ないし主要事実に対し相当の推認力を持つようにみえるというのに、また当該間接事実も「蓋然性」が一切ないとされた訳ではないというのに、利益原則を適用することによって当該間接事実をないものとみなすこと、とりわけ当該間接事実が犯行の機会や犯行の可能性に関する場合、利益原則の適用により強度の消極的推認力が働く結果、被告人と犯行との結び付きが否定されることになるというのは、証拠によって現実に証明された間接事実から離れたところで湧いてくる或る種の感覚論、すなわち訴訟的事実を超えた「実体的眞実」（絶対的眞実）への観念からすれば、すつきりしない状況であるかもしれない。

しかし繰り返しになるが、当該間接事実が、自身よりも下位の間接事実による総合評価を以てしても証明されなかったというのに、自身と同じレベルにある間接事実に基づいて証明されるというのは想定し難い。先の②の場合で言えば、「犯行直前・犯行現場付近に被告人が居た」という間接事実 a_2 は、「被告人はかような車をもっていた」という間接事実 a_1 を具体的に裏付ける——合理的疑いを容れない程に証明する——ことはできない。ただ a_2 に対して a_1 は矛盾しないが、否 a_1 は矛盾するというだけである。まして a_2 も、 a_1 とは無関係に、それ自体として合理的疑いを容れない程には証明されていない場合、例えば「犯行直前・犯行現場付近で被告人に似た人を見た」という目撃供述に基づいて、せいぜい a_2 の「蓋然性」があるとされる場合、 a_1 と a_2 を互いに整合するよう認定することは危うい。むしろ否 a_1 は、否 A を導き出すと同時に、 a_2 に対して合理的疑いを投げかけるものにもなりうる。結局、 A を認定するための総合評価において a_1 の「蓋然性」が考慮されうるというのは、間接事実の証明について利益原則を適用しないというのもさることながら、端

的に、間接事実合理的疑いを容れない程に証明されなくてもよいことを意味せざるを得ないのでないか。

だが誤つて主要事実ありとする誤判を防止するためには、その主要事実推認の基礎とされる間接事実が合理的疑いを容れない程に証明されなければならない以上、合理的疑いを容れない程の証明という採証法則を放棄することは許されまい。そうであるならば、本稿が論じてきた間接事実の証明のあり方が厳守されざるを得ないはずである。この証明のあり方においては、間接事実が合理的疑いを容れない程に証明されなければならないという命題と間接事実の認定ことに利益原則を適用しなければならないという命題とは、相即不離の関係にある。

もつともこれに対しては、「実体的真実」の発見を犠牲にするものではないかという消極的な評価もありうる。しかし、このような感覚論、觀念論にすぎない、「実体的真実」（価値中立的・絶対的存在としての事実）を規準として、訴訟上の事実認定に係る真摯な営みを相対的・制約的なものとみなす二項対立的事実観それ自体が問題であつて、もつぱら訴訟的事実の正否を問う事実観、すなわち規範的・構成的事実観への転換が必要である³⁴。この事実観の下では、主要事実によつて、間接事実によつて、要証事実によつて、利益原則を適用することによつて、証拠に基づき現に証明される訴訟的事実を前提とした事実認定が行われることになる³⁵。

また利益原則が間接事実の認定ごとに適用されないということになると、間接事実の「蓋然性」が残る限り、被告人に不利益な推認がなされ、ひいては主要事実が推認されうる局面が継続することになる。かかる状況の下で事実を争う被告人は、アナザー・ストーリー（右の例で言えばa1や否A）を積極的に主張・証明せざるを得ない状況に、実質上立たせられることになる。しかし当事者主義的訴訟構造の下での事実認定は、ひとり裁判所の心証形成のあり方という問題に止まらず、検察官の立証活動ならびに無罪推定の法理や黙秘権をはじめとする被告人の防御権と結び付きながら、その分析的客観的なあり方が問われるべきである。この問題意識³⁶に立脚するとき、そのように過大な防御の負担を被告人にかけることに繋がりうる事実認定論には与し難い。

結びに代えて

間接事実が自身よりも上位の間接事実や主要事実に対してどれ程の推認力を持つているかという問題を的確に判断するためには、当該間接事実が参加するところの総合評価において、自身と同じレベルにある他の間接事実（群）や被告人に利益な事情が有する積極的ないし消極的な推認力を考え合わせなければならぬ。この推認力に関する諸問題については、統編の検討課題としたい。少なくとも本稿において確認しておきたいのは、ある間接事実について、その推認力を評価するという作業の前に、必ず合理的疑いを容れない程の証明が果たされなければならないということである。間接事実自体が証明されていないのであれば、その推認力といっても危ういものになってしまう。

もちろん間接事実も合理的疑いを容れない程に証明されなければならない以上、その証明に総合評価を要することはありうる。けれども此処にいう総合評価とは、当該間接事実自身が参加するところの、すなわち当該間接事実と同じレベルにある間接事実（群）から成る総合評価ではなく、当該間接事実よりも下位の間接事実や証拠から構成される総合評価である。従って間接事実とは、自身が総合評価に参加する前に、合理的疑いを容れない程に証明されなければならない。同じ「総合評価」という言葉ではあるが、間接事実の推認力を判断するためのそれと、間接事実の証明を得るためのそれとは異なるということである。

また本稿で触れ得なかったものとして、間接証拠の問題がある。これは、証拠のコンストラクション論及び間接証拠としての法医鑑定を検討対象とした前稿において論じたところではあるが、更に検討を深める必要がある。

もつとも本稿との関係で若干敷衍しておく、同じレベルの間接事実同士に独立性を求めることによつて、その間接事実の証明の根拠とされる証拠もまた必然的に独立性が備わることにはならない。証拠は、刑事手続関係者・関係機関の営みとは無関係に、いわば「無垢」の状態で刑事手続の外から内へと一方通行的に取り入れられるのではなく、む

しるその営みと密接に関わり合いながらコンストラクトされてゆくものであり、そのプロセスにおいて証拠同士が互いに影響し合うこともある。従って、「[図2]」のようなパースペクティブは、間接事実同士の位置関係を客観化する作業や、最末端の間接事実にて証拠的基礎があるか否かをチェックする作業には有益である一方、右のような証拠同士の関係を検討するには限界があり、別のパースペクティブを要することを付言しておきたい。

〔附記〕 本稿は、二〇〇八―二〇〇九年度文部科学省科学研究補助金（若手（B））「刑事手続における要証事実の実証的・理論的研究」による研究成果の一部である。

- (1) 豊崎七絵「刑事訴訟における事実観」（日本評論社、二〇〇六年）三三八―三四〇頁（註46）参照（以下、豊崎①という）。
- (2) 例えば、最小小決二〇〇七（平成一九）年一〇月一六日刑集六一巻七号六七七頁についての松田俊哉最高裁判官による解説（法曹時報六一巻八号（二〇〇九年）二五五―二五六頁）は、間接事実の推認「過程」の適正さに関する問題を、もっぱら証明「基準」の問題に置き換えているようにみえる。
- (3) 中里智美「情況証拠による認定」木谷明編著『刑事事実認定の基本問題』（成文堂、二〇〇八年）二五一頁（註12）、植村立郎『実践的刑事事実認定と情況証拠 再訂版』（立花書房、二〇〇八年）一六―三〇頁、司法研修所編『裁判員制度の下における大型否認事件の審理の在り方』（法曹会、二〇〇八年）二四―二五、四七―五〇頁。このような見解に異論を唱えるものとして、神山啓史・岡慎一「裁判員裁判と『当事者主義の重視』」判例タイムズ二二七四号（二〇〇八年）四六頁、高橋俊彦「当事者主義と争点整理」季刊刑事弁護六〇号（二〇〇九年）二五頁以下、緑大輔「公判前整理手続と当事者主義 争点設定と証拠の厳選」同二七頁以下、中川孝博「情況証拠と闘う（ロス銃撃事件）」日本弁護士連合会人権擁護委員会編『誤判原因に迫る―刑事弁護の視点と技術』（現代人文社、二〇〇九年）四九七―四九八頁。
- (4) 豊崎七絵「書評 光藤景皎著『刑事証拠法の新展開』」法の科学三三二号（二〇〇二年）一九〇頁以下（以下、豊崎②という）。
- (5) 豊崎①・前掲（1）二九三頁以下、同三四一頁以下。
- (6) 豊崎七絵「法医鑑定と刑事事実認定」福島至編著『法医鑑定と検死制度』（日本評論社、二〇〇七年）一一七頁以下（以下、

豊崎③という)。

(7) この仮定が成り立ちうる前提として、そもそもこのような間接事実とは認定されうるのか、無実の者が「絞り込み」に入ってくる危険性があるのではないかという問題が指摘されている(平田元「救済の観点からみた証明論」刑法雑誌三九卷二号(二〇〇〇年)三三六頁、同「間接事実の立証 刑法学会における議論から」季刊刑事弁護二七号(二〇〇一年)三七頁(以下、平田①という))。この問題は極めて重要であり、私は「被告人による犯行機会の唯一性」が証明されない限り、これを、主要事実を推認させる方向での間接事実とみなして最終的な総合評価に参加させるべきではないと考える(豊崎七給「和歌山毒物カレール事件 証拠と事実認定、故意、死刑」法学セミナー五八二号(二〇〇三年)一一―一二頁、同「最新判例演習室」刑事訴訟法「状況証拠による事実認定 和歌山カレール事件上告判決」法学セミナー六五五号(二〇〇九年)一二四頁)。その上で、本文においてこの仮定をあえて用いるのは、「主要事実の証明は一個の第一次間接事実からの推認では足りない」というテーゼが、推定力の強いと見込まれる第一次間接事実についても例外なく当てはまることをもつぱら論証するためであることを断っておく。

(8) 田中和夫「新版証拠法(増補第三版)」(有斐閣 一九七一年)六七頁参照。

(9) 第二次間接事実とは、第一次間接事実を直接的に推認させる事実のことである。また第三次間接事実とは、第二次間接事実を直接的に推認させる事実のことである。

(10) 光藤景皎「刑事証拠法の新展開」(成文堂、二〇〇一年)三四頁(以下、光藤①という)

(11) 光藤①・前掲(10)四九頁(註1)。なおこの問題に関連して、平田①・前掲(7)三八頁(註3)、光藤景皎「間接証拠論——その三——」寺崎嘉博「白取祐司編『激動期の刑事法学 能勢弘之先生追悼論集』」(信山社、二〇〇三年)一九二―一九三頁(以下、光藤②という)、同「間接証拠論(四)」名城ロースクール・レビュー(二〇〇七年)一〇五頁(註2)(以下、光藤③という)。

(12) 豊崎②・前掲(4)一九四頁。

(13) 前掲(7)参照。

(14) 豊崎③・前掲(6)一一一―一二三頁参照。

(15) 足立勝義「英米刑事訴訟に於ける状況証拠」(司法研修所、一九五二年)二二六頁。また司法研修所編「状況証拠の観点から見た事実認定」(法曹会、一九九四年)六七頁参照。

(16) 主要事実認定のための総合評価と間接事実認定のための総合評価との区別の必要性については、豊崎①・前掲(1)三二八―三二九頁参照。

(17) 村岡啓一「情況証拠と事実認定」刑法雑誌三九卷二号(二〇〇〇年)三〇〇―三〇二頁、石塚章夫「情況証拠と事実認定」コ

メント」同三〇九—三二〇頁。なお豊崎①・前掲（一）三〇一頁以下及び三四五頁以下では推認力の問題も含めより、広い定義を採用しているが、本稿は間接事実の証明をその検討対象とするため、本文で示す定義に基づく。

(18) 光藤①・前掲（10）三四頁。

(19) このことは、光藤①・前掲（10）四八頁ならびに光藤②・前掲（11）一九一頁掲載の図からも理解されうる。

(20) 光藤①・前掲（10）四六頁（註37）。

(21) 光藤②・前掲（11）二一九—二二〇頁。此処にいう「裁判に直接重要な事実」とは訴訟条件たる事実を含む広義の主要事実と解される（同一八五—一八六頁参照）。また「当該間接事実の証明力」というのは、当該間接事実の推認力のことであろう。関連して、光藤③・前掲（11）九七頁以下も参照。

(22) 但しケツテの場合、光藤は第一次間接事実について合理的疑いを容れない程の証明がなくてもよいとする。これについては、本稿I2参照。

(23) 豊崎①・前掲（1）三三八—三四〇頁（註46）参照。

(24) 豊崎②・前掲（4）一九三頁。

(25) 豊崎①・前掲（1）三二六—三二七頁や豊崎②・前掲（4）一九二—一九三頁が、「個別の第一次間接事実が、間接証拠（群）から（直接的に、あるいは間接事実を媒介にして）、利益原則に則り合理的疑いを超えて証明されなければならない」というのは、間接事実が複数の証拠や間接事実から認定される場合——間接事実認定のための総合評価がなされる場合——には、この認定に対して利益原則が適用されることを意味する。

(26) 光藤①・前掲（10）四六頁（註37）。

(27) 光藤②・前掲（11）一九三頁。

(28) 植村・前掲（3）一〇〇—一〇一頁。

(29) 植村・前掲（3）一〇一頁で挙げられている甲事実・乙事実・丙事実による例は、それぞれの事実の種類（もしくは具体的な内容）や位置付け（どのレベルの間接事実か）、また乙事実、丙事実それぞれの証明の成否が示されていない。なお司法研修所編・前掲（14）二三頁は、「この最高裁判例（仁保事件上告審判決のこと——引用者注）によれば、相互補充の関係にある間接事実等であれば、一つ一つは仮に確実でなくとも、全体として事実認定に供し得る場合があるようにも読めるが、この点は、抽象的に論じてもはじまらないので、今後の具体的事例の集積を待ちたい」とする。

もつとも植村・前掲（3）一〇一頁に引用されている大阪地判二〇〇五（平成一七）年八月三日判時一九三四号一四七頁は、被告人が本件の犯人であることを推認させる「各事実は相互に関連し合ってその信用性を補強し合い、推認力を高めている」（傍

点は引用者付加」と判示するものであり、特に犯行の機会に関する間接事実については、このことを強調している。この問題については、本稿Ⅲ参照。

(30) 光藤①・前掲(10) 四六頁(註37)参照。

(31) 光藤③・前掲(11) 九七頁の設例②参照。なお同頁の設例①は犯行の可能性に関する間接事実に係る例であるようにみえる。

(32) 秋山賢三「『なだれ現象』と証拠構造論」『民衆司法と刑事法学 庭山英雄先生古稀祝賀記念論文集』(現代人文社、一九九九年) 三一五―三一六頁。関連して豊崎①・前掲(1) 三〇五―三〇七、三四八頁参照。

(33) Aから独立した第一次間接事実を推認させる間接事実の場合もありうるが、①と同様の問題が指摘されうるので、別個の検討は割愛する。

(34) この転換の必要性については、豊崎①・前掲(1)、特に一四二頁以下参照。

(35) 豊崎①・前掲(1) 四五七頁以下参照。

(36) このような問題意識については、豊崎①・前掲(1) 七五頁以下、同三四二頁以下参照。